

2 介第 198 号
令和 2 年 4 月 27 日

介護サービス事業所 管理者 様

岡 崎 市 長

通所系サービスに関する居宅訪問や電話による安否確認等を行う場合
の各種加算・減算の取扱い及び報酬算定について（通知）

日頃は、介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 4 月 20 日付け 2 介第 142 号「通所系サービスに関する居宅訪問や電話による安否確認等について（通知）」では、居宅訪問等の取扱いについてご連絡したところ
です。

本通知では、適切に居宅訪問や電話による安否確認等を行う場合の各種加算・減算
の取扱い及び報酬算定について示したものになります。

別紙のとおり定めましたので、お忙しいところ大変申し訳ありませんが、令和 2 年
4 月サービス提供分より、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は介護保険最新情報 Vol. 818 までの内容に基づいています。今後、発
出される厚生労働省の通知の内容によっては、本通知の内容が見直しとなる場合が
ありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

また疑義等がございましたら以下の宛先までお願いいたします。

サービスに関すること	福祉部介護保険課給付係	電話：23-6682
指定に関すること	事業所指定係	電話：23-6646
指導に関すること	指導監査係	電話：23-6830

1、居宅訪問や電話による安否確認等を行う場合の各種加算・減算の取り扱い

	体制加算	体制以外の加算	送迎減算
居宅に訪問 する場合	算定可	訪問時に加算要件を満たす適切なサービスが実施できれば算定可となります。	送迎を実施していないため、減算となります。
電話による安否 確認等を行う場合	算定可	算定不可	送迎を実施していないため、減算となります。

体制加算...サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算等が該当します。

体制以外の加算...個別機能訓練加算、運動器機能向上加算等が該当します。

2、報酬算定について

介護報酬の算定については、以下のとおりとなります。送迎減算のみ例として挙げています。1で示しました送迎減算以外の算定可となる加算につきましては、事業所が算定している加算に応じて請求してください。

(例) 通常規模型通所介護事業所が30分間、居宅訪問を行う場合
(又は電話による安否確認等を行う場合)

(1) 対象者が要支援1、要支援2又は事業対象者の場合

ア 算定

	要支援1・要支援2・事業対象者
居宅に訪問する場合	1回の提供につき 週1回程度の日割りコード3日分 54単位×3日=162単位()
電話による安否確認等を行う場合	1回の提供につき 週1回程度の日割りコード3日分 54単位×3日=162単位

() 介護保険最新情報 Vol.770 に示された算定方法とした場合、要支援1、要支援2又は事業対象者の単位につきましては、報酬区分に送迎減算等がないことから、要介護1の報酬区分を越えて請求することとなります。そのため、要介護1程度の単価程度となるように、臨時的取扱いとして週1回程度の日割りコード3日分の設定としております。

イ 実施回数の上限及び介護報酬の上限について

	実施回数の上限について	1日あたりの実施回数について	介護報酬の上限について
居宅に訪問する場合	原則、コロナウイルス感染拡大防止実施前のケアプランで位置づけた回数を上限とします。	ケアマネや利用者等との調整の上、必要に応じて回数を変更することは可能ですが、1日に複数回サービスを提供したとしても、1日1回の算定となります。	週1回程度の実施で月5回以上の場合、月包括報酬の単位数(1,655単位)が上限となります。 週2回程度の実施で月9回以上の場合、月包括報酬の単位数(3,393単位)が上限となります。
電話による安否確認等を行う場合	原則、コロナウイルス感染拡大防止実施前のケアプランで位置づけた回数を上限とします。	介護保険最新情報 vol.809 問2 のとおり1日1回の算定となります。	

(2) 対象者が要介護1の場合(通常規模型通所介護事業所の場合)

ア 算定

	要介護1
居宅に訪問する場合	382単位()×70/100(2時間以上3時間未満の取扱い)-47単位×2(送迎減算)
電話による安否確認等を行う場合	382単位()×70/100(2時間以上3時間未満の取扱い)-47単位×2(送迎減算)

() 382単位は、サービスの種別や介護度によって変わります。

イ 実施回数の上限及び介護報酬の上限について

	実施回数の上限について	1日あたりの実施回数について	上限について
居宅に訪問する場合	原則、コロナウイルス感染拡大防止実施前のケアプランで位置づけた回数を上限とします。	ケアマネや利用者等との調整の上、必要に応じてサービスの提供回数を変更することは可能となります。	算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。
電話による安否確認等を行う場合	原則、コロナウイルス感染拡大防止実施前のケアプランで位置づけた回数を上限とします。	介護保険最新情報vol.809問2のとおり1日1回の算定となります。	(令和2年4月10日付け「臨時的な取扱いについて(第2報)による居宅を訪問した場合の算定について」抜粋)